

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、川西倉庫株式会社と称し、英文ではKAWANISHI WAREHOUSE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 普通倉庫業
2. 冷蔵倉庫業
3. 港湾運送業
4. 陸上運送業
5. 陸上・海上・航空運送の取扱業および代理業
6. 陸・海・空複合運送業ならびにその取扱業および代理業
7. 通関業
8. 労働者派遣業
9. 動産ならびに不動産の賃貸業
10. 損害保険代理店業
11. 梱包資材および梱包器具販売業
12. 輸送・荷役用機器の販売および賃貸業
13. 太陽光等による発電事業および売電事業
14. 前各号に付帯もしくは関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第12条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第14条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

- ② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第17条 当社の取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- ② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第19条 当社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 当社の取締役会は、その決議により取締役社長1名を定めるほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 当社の取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順序により、他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第21条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第23条 当社の取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役は記名・押印する。

(取締役会規則)

第24条 当社の取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第27条 当社の監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第28条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の議事録)

第29条 当社の監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員は記名・押印する。

(監査等委員会規則)

第30条 当社の監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- ② 前項の金銭には利息を付けない。

付 則

(社外監査役との責任限定契約に関する経過措置)

平成28年6月開催の第159回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。